

中国環境司法の現状に関する考察

－ 裁判文書を中心に －

呂忠梅*、張忠民**、熊曉青***

(翻訳 金紅実****)

(監訳 北川秀樹)

はじめに

裁判文書は司法の現状を反映する重要な手掛かりであり、本稿では本プロジェクトが収集した千件近くの環境事案に関する裁判文書を参考に、中国環境司法の現状について整理をおこない、環境事案関連の裁判文書の中で取り扱った要素と変量について、つまり事案の数量、裁判の種類、文書の性質、訴訟の参加者、事実の認定、裁判の理由、裁判の結果、事案の終結等の状況について分析をおこなうことを通じて、裁判文書の角度から中国環境関連の司法救済制度に存在する問題点を抽出し、その原因と対応策を提案する。

1. 研究背景：調査概要と統計の分析方法

中南財經政法大学環境資源法研究所は国家社会科学基金重大プロジェクトである「環境友好型社会における環境侵權救済メカニズム研究」を実施することになった。中国の環境侵權（不法行為）救済の現状を把握し、司法ニーズを捕捉するために、プロジェクトの研究グループは、全国範囲で大規模な調査活動をおこなった¹。2007年7月から9月の間に集中的な調査活動をおこない、2007年10月から2009年12月の間には数回にわたる捕捉的

調査活動をおこなった。調査地域は全国31の省、自治区、直轄市の省クラス
の組織機構や省都、重要都市、一部の地級都市および農村地域に及ぶ。
調査過程の中で、本プロジェクト研究グループはここ十年以来の環境裁判
関連文書を収集することができた²。本研究グループは、裁判文書は司法
の現状を把握する重要な媒体であり、このような裁判文書の丁寧な整理を
通じて、新しい角度からより深く中国環境司法制度における様々な現象を
考察することができ、大変複雑な仕事ではあるが非常に重要な意義をもっ
ていると認識している。

集中的な調査活動の段階において、研究グループは1068件に及ぶ司法文
書を収集し、整理をおこなった結果、その中に114件の非環境司法文書と、
954件の環境裁判文書が含まれていることが分かった。環境裁判文書は環
境民事裁判文書を主としており、他に一部の環境行政裁判文書と環境刑事
裁判文書が含まれていた。詳細な構成内容については図表2.1に示したと
おりである。

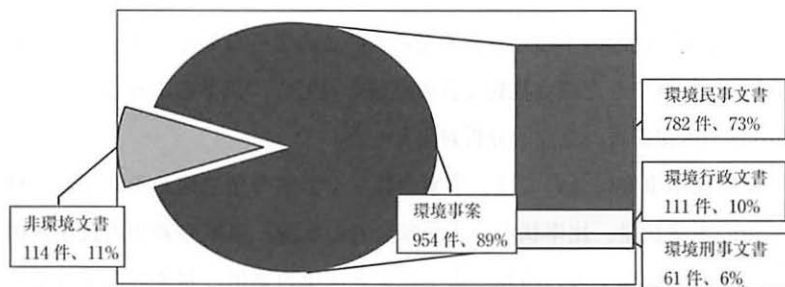
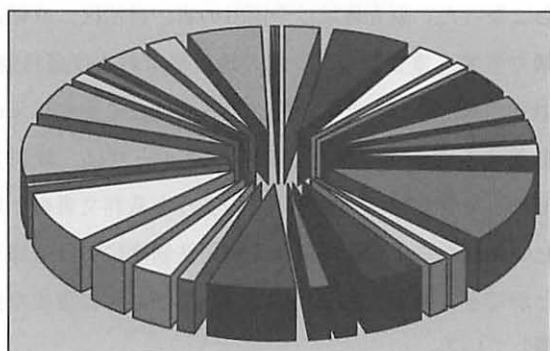


図1 異なる文書種類の数量と比率

それぞれの地域から収集した裁判文書の数量は図2に示したとおりであ
る。

研究グループは収集した裁判文書について分析をおこなう際に、次の手
法を採用した。文書の熟読——問題点の発見——原因の探求——結論の総



■ 安徽	■ 北京	□ 重慶	□ 福建	■ 甘肅	■ 広東
■ 広西	□ 貴州	■ 海南	■ 河北	□ 河南	□ 黒竜江
■ 湖北	■ 湖南	■ 吉林	■ 江蘇	□ 江西	□ 遼寧
□ 内モンゴル	□ 寧夏	□ 青海	□ 山東	■ 山西	□ 陝西
■ 上海	□ 四川	□ 天津	□ チベット	■ 新疆	■ 雲南
■ 浙江 (円グラフの中央上部から時計回りに)					

図2 各省、自治区、直轄市から収集した事案の比例

括——提案の提起の手順で分析を進めた。このような順序に基づいて進めた結果、収集できた環境裁判文書の熟読を通じて、以下のような問題点を抽出し、本報告書の重点的分析対象とした。

- 環境民事事案については、事案の数量や事案の発生地とそれぞれの種類の事案数量、比率状況、訴訟参加者の状況、事案の審理人民法院のクラス、裁判文書の種類、事実認定と法律の適用、判決の結論等を分析した。
- 環境行政事案については、数量およびその種類、環境行政裁判文書の種類、数量および比例状況、訴訟参加者の状況、事実認定と法律の適用、判決の結果等をその分析対象とした。
- 環境刑事事案については、犯罪の種類、区域の分布、異なる種類の裁判文書の数量と比例、罪の認定と量刑、判決の結果等を分析の対象と

した。

以下においては、裁判文書の事象描写や問題点について分析をおこなうが、問題点のより分かりやすい説明をおこなうために、我々は収集した環境裁判文書の形式と内容の二つの面から、それぞれ異なる分析方法を採用した。前者は定量分析を主とし、後者は定性的分析を主として分析を試みる。

2. 形式上の環境裁判文書

(1) 数少ない環境裁判文書

研究グループの調査研究活動の中で、中国司法公開制度は有利な環境を提供し、多くの地方人民法院から積極的なバックアップをいただいた。しかし、本研究グループの制約的要素により、全国範囲のすべての事案関連の文書を収集することができなかった。また我々のインタビュー調査を通じて、多くの地域の人民法院では全く、或いは非常に少ない数の環境事案しか取り扱ってこなかったことが明らかになった。そのため、結果として収集できた裁判文書の数が少なく、わずか954件の事案しかなかったため、この954件の事案を分析のサンプルとした³。

国によって公表された2006年統計データ⁴に基づいて推算をおこなった結果⁵、次のような現象を発見することができる。

表 1

	全国環境投訴訪問総数 (2006)	全国環境行政処罰および行政不服申し立て数 (2006)	全国司法手続き受付済の環境事案数 (2006)
数量 (件)	616122	92616	2418
	全国環境紛争数	行政手続き受付済の環境事案件数	司法手続き受付済の環境事案件数
比率	255	38	1

通常では、投書訪問の総数は実際の環境紛争の数より少ないはずであり、行政処分および行政不服申立案件の総数は行政手続受付済の環境事案総数を下回るはずである。従って、既に司法手続の受付を完了した2418の事案も必然的に実際の発生数を下回る試算になる。しかし、この三つのデータの出所先が基本的に同じであることと同時に、計算方法と統計手法が概ね同様であることから、データに存在する誤差の傾向がある程度の一致性を示す特徴があるほか、三つのデータによって示された比率も信頼に値する代表性を有するものとみることができる。

その結果、「環境紛争数——行政手続受付済の事案数——司法手続受付済の事案数」のそれぞれの比率は「255：38：1」の数値を示している。これは、環境事案が司法手続まで進む事案数が極めて少ないことを意味しており、この傾向は我々のインタビュー調査や文書の収集過程で得られた見解と完全に一致する⁶。そこで環境紛争解決に向けて司法の位置付けと役割をどのように考えるべきか、現段階の状況からみた場合、その役割を十分に果たしたと言えるかどうかは、今後の課題として残されている。

(2) 高い裁定と低い調停を特徴とする裁判文書の種類

我々が収集した環境裁判文書は判決文、裁定書および和解調書の三つの種類に分けられ、この三つの種類の環境事案の裁判文書の数量は次のように構成される。つまり、環境民事裁判文書に含まれる、判決文裁定書、調停書の数量はそれぞれ598件、145件、39件から構成されており、調停書はわずか4.99%しか占めない。

「行政訴訟法」の規定では、行政訴訟には調停手法を適用しないと定めているため、環境行政裁判文書における判決文と裁定書はわずか76件と35件に過ぎない。環境刑事裁判文書における判決文、裁定書、調停書の数はいずれも47件、15件、0件となっている。

国の公表した統計データによれば、2003年から2007年までの、全国民事（龍法 '11）43 - 3, 372 (1256)

事件における調停申立事案と申立取り消し事案の比率は50.74%であり⁷、2008年の全国人民法院でおこなった調停事案率は58.86%に達した⁸。

我々が収集した裁判文書の中では、判決文が裁定書や調停書より多い傾向を示しており、当然のことながら法律文書を適用することにはそれぞれの理由が存在すると考えられるが、その中で若干の注目すべき現象を発見した。

第一に、司法における判決文と裁定書の位置付けを考慮した場合、判決文の数が多いという傾向は事案審理過程の「阻害要素」が少なく、司法手続きに入ってから比較的順調に進行したことを意味する⁹。環境民事事件、環境行政事件および環境刑事事件に占める判決文の比率が、それぞれ4.12%、2.17%、3.13%を占めており、これほど低い判決率の傾向は環境事案が司法手続きに入ってから、手続き面の問題が多く、審理に多くの困難が生じたことを意味する。これは明らかに環境司法手続きの深刻な供給不足の現状を反映している。

第二に、民事事件の調停率が示した傾向は、ある意味において当事者間の利益衝突および譲歩の空間を表すことになる。環境民事事件の調停率が極めて低いということは、普通の民事事件に比べて環境民事紛争の矛盾が更に激しく、合意への調整が更に困難であることを物語っている。環境民事事件の公益性を反映させるためには、事件の処理過程においてそのもたらす社会的影響力に対して十分な注意を払わなければならない。

第三に、判決に比べて、調停手続きは通常法律手続きに求められるような、外部環境から隔離された意思決定の「防音空間」を用意する必要がある¹⁰。その代わりに、裁判官と双方の当事者のために、開放的な「交流空間」を用意し、この空間で必要とされるのは紛争を解決するための法的規定や法律手続きであり、更に様々な調停の策略や技術である¹¹。それと同時に、調停の件数が多ければ多いほど、司法の社会的機能がより紛争解決のために働いており、法的ルールの確立のためではないことを意味する

¹²。他方で、環境民事事件の調停率が低いということは、「交流空間」が不足し、非法的ルールとその手続きの運営システムが不調の状態にあることを意味する。

(3) 大いに検討すべき三種類の裁判文書

研究グループが収集した環境民事事件、環境行政事件および環境刑事事件の数は、それぞれ782件、111件、61件であり、その比重はそれぞれ81.97%、11.64%および6.39%である。

国が公表した統計データによれば、2003年から2007年の間、全国の民事事件、行政事件および刑事事件の数はそれぞれ2214.5万件、338.5万件、47万件であり、その比率はそれぞれ85.17%、13.02%および1.81%である¹³。

比較分析をおこなった結果、環境民事事件は一般の民事事件より3.2%、環境行政事件は一般の行政事件に比べて1.38%低く、環境刑事事件は一般の刑事事件に比べて4.58%高いことが分かった。

この3種類の事件数だけを対象に比較をおこなった場合でも、異なる性質をもつ紛争事件の発生程度を考察することができる。環境民事事件数が多いことは、対等な関係にある主体間の環境紛争事件が多発していることを意味し、環境行政事件の比重が大きいことは、行政を相手にする市民の環境保護管理部門に対する法執行への不満が多いことを意味する。そして、環境刑事事件が多いことは環境侵害の性質が深刻な状況であり、刑罰の果たせる役割が大きいことや環境への監督管理が厳しくなされていることを意味する。

環境事件と全国の事件傾向について比較をおこなった結果、環境司法機能に関する多くの示唆を得ることができた。また次のような有意義な現象を捉えることができた。

第一に、本研究グループの今回の研究活動の中で最も多く収集した資料は、環境民事裁判文書であるが、実のところ、本研究プロジェクトの主な
(龍法 '11) 43 - 3, 374 (1258)

内容は環境侵権事件に関する紛争解決メカニズムの解明であった。それにも関わらず、環境民事事件の裁判文書は10年間の数でも、全国民事事件の5年間の数より少ない傾向が示された。これは環境民事紛争が発生した場合、当事者は司法手続きにゆだねることを「選好」しない傾向を意味する。

第二に、環境行政機構が被告人になる状況が少ないという点を指摘できる。ある意味では関係者の環境管理行政機構の法執行状況に対する信頼度合が高いことを示すことになる。しかしこの結論は絶対的なものではなく、また行政的救済手続きそのものは一定の濾過機能を果たすも知れない。例えば、行政不服申立制度や投書制度等がその役割を果たしてきた。更にその他の非制度的な要素による役割も否定できない。

(4) ユニークな訴訟参加者

(a) 環境民事事件

本プロジェクトで収集した環境民事事件の裁判文書について、我々は原告およびその訴訟代理人、被告およびその訴訟代理人、第三者等の身分状況をもとに、次のような統計をおこなった。

表 2

訴訟当	自然人				法人またはその他組織			
事者	原告		被告		原告		被告	
	83.9%		34.6%		16.1%		65.4%	
訴訟参 加者の 状況	委任弁護士		住民代理		自らの訴訟		第三者	
	原告	被告	原告	被告	原告	被告	4.8%	
	53.3%	61.9%	29.6%	37.7%	17.1%	0.4%		

(次ページに続く)

原告の人数	一人	二人以上（代表者訴訟を含まない）		代表者訴訟
	75. 4%	17. 1%		7. 6%
原告の職業	農民	労働者		その他
	49. 5%	17. 5%		33%
原告が自然人 の場合の年齢	25 歳以下	25 歳から 40 歳	40 歳から 60 歳	60 歳以上
	3. 4%	29%	52. 5%	15. 1%

環境民事訴訟においては原告が自然人の場合が多く、往々にして単独で臨む場合が多い。しかも、その中の大多数が中高齢の農民や労働者によって占められている。被告側に比べて、専門の弁護士に委任するケースが少なく、一般の住民代理に委ねる（例えば、当事者と何らかの密接な関係にある親戚や友達、親族等）か、自らが直接に訴訟をおこなう場合（原告自らの直接訴訟の比率は被告のそれに比べて4.3倍も高い）が多く存在する。その反面、被告側には法人や組織が多く占めており、多くのケースにおいて弁護士に委任する事案が多い。しかも往々にして二人から構成されるケースが多く、その中の一人は自らの法律顧問または職員であり、もう一人は専門の弁護士から構成される。このように原告の多くは弱体団体から構成されるケースが多く、彼らの多くは専門の弁護士を雇える一定レベルの経済的実力を有しないため、多くの場合自らが、または親戚、友達や親族を訴訟代理人とせざるを得ない状況にある。しかし被告側の状況は原告側と全く異なる。このような状況は、原告と被告の間に存在する実質上の訴訟地位の不平等性を更に拡大させている。

(b) 環境行政事件

表 3

訴訟当事者	原告		自然人		法人またはその他組織	
			44. 4%		55. 6%	
	被告		環境保護局		その他環境管理部門	
			58. 7%		41. 3%	
訴訟参加者	委任弁護士		住民代理		自らの訴訟	
	原告	被告	原告	被告	原告	被告
	63. 5%	34. 9%	20. 6%	65. 1%	15. 9%	0

環境行政事件の場合、原告の多くは個人企業や企業法人であり、個人の比重は非常に低い。そしてその多くが弁護士に委任するケースである。しかし、被告は環境保護局が最も多く、他には環境管理職能の履行責任を負う行政機関、例えば建設局や海事局等が含まれる。これは、原告が環境行政訴訟を「重要視」し、そのために専門弁護士に委任する傾向が強いことを意味する。しかし、被告側の主体が多様であることは、環境管理職能部門はいずれも法律の規定に基づいて法政策の執行をおこなっていることを説明している。このほかにも、被告の中に自らの訴訟を選ぶケースがないということは、被告の環境行政訴訟への高い「重視度合い」を示す一方で、被告が弁護士という資源を利用しやすい立場にあることを反映する。我々を困惑させたのは、行政機関が被告となった場合、自らの機構内に法制機構を有しているため、わざわざ「他人の手助け」を求める必要性が存在しないはずであるが、なぜ専門の弁護士を雇わなければならないのか、という問題である。我々の推測では、その理由の一つは行政機関が大体委任弁護士を常設顧問と位置付けているため、訴訟に参加する場合には、裁判文書の中に当該代理人の法律顧問としての身分が記載されていないのかもしれない。

(c) 環境刑事事件

表 4

被告人の性質	自然人		組織	
	97.9%		2.1%	
被告人の性別	男性		女性	
	98%		2%	
被告人の年齢	25 歳以下	25 歳から 40 歳	40 歳から 60 歳	60 歳以上
	9.0%	39.7%	42.3%	9.0%
被告人の職業	農民		個人経営	その他
	74.4%		8.9%	16.7%

環境刑事事件では、原告の多くが農民等の身分であり、年齢は25歳から

60歳の間に集中しており、40歳前後の人が多く占めるほか、教育水準が低いことがわかった。ほかにはごく少数の行政機関の職員が含まれている。前者は主に森林木材の盗伐や乱伐罪などによる環境資源類破壊罪が多く、後者は環境監督管理職務怠慢罪が主な罪名を占める。

このような傾向に対して客観的な分析をおこなった結果、多くの環境犯罪は資源類犯罪に属しており、その多くが森林や山地等の農村に集中しているほか、汚染企業の多くも都市部から離れた辺鄙な農村地域に集中していることが分かった。これは環境意識と教育レベルが大きく関係していることを示唆する。

3. 内容からみる環境裁判文書

(1) 事実の認定——科学的根拠に依拠する

本研究グループが収集した裁判文書に示された事件の事実認定の傾向を概観した場合、事件の性質の相違性によって異なる様相を表している。

(a) 環境民事事件

民事裁判文書で示された事実認定の傾向は、主に二つの部分に集中している¹⁴⁾。その一つが損害結果であり、もう一つが加害行為と損害結果間の因果関係である。そしてこの二つの判断傾向には、その多くが科学的根拠に依拠する傾向が示された。つまり、鑑定結果の事件の事実認定に対して決定的な影響を与えており、その他の証拠資料の運用が極めて不十分であることを示唆する。

この問題については我々が収集した水質汚染事件を例にした場合でも、汚染による漁業へのダメージ問題を判定する際に、基本的には「漁業損失の鑑定」結論の認定に当たって「漁業損失鑑定」機構として稼働しているのは環境モニタリングステーション、農業科学所、衛生防疫ステーション、漁業環境モニタリングステーション、科学技術事務司法鑑定センター、

推算技術普及ステーション、価格認定センター等の機構が含まれている。一つの事件について、複数の鑑定をおこなうケースが大量に存在しており、当事者の損害結果に対する弁論では鑑定結果による有効か否か（更に問題視すべき点はこれらの鑑定機関の資質問題である）の結論に大半を費やし、文書では反対意見の弁論を記した内容が40.4%であった。

因果関係成立についての判断は、「行為と結果の間に因果関係が成立しない」と記したのが37.2%を占めており、基本的には因果関係の推定手続きルールを適用しておらず、因果関係の立証基準を引き下げる傾向も見られなかった¹⁵。「汚水排出が養殖場の魚類死因」として認定できると判定した事例は、わずか二件しかなく、0.3%であった。反対に、因果関係の判定根拠を鑑定結論に委ねる、または明確な法規定¹⁶に基づいておこなった裁判は75%を占めていた。裁判官が証拠による立証ルールを運用しておこなった因果関係の判定はわずか25%しかなかった。

我々が収集した裁判文書の内容からしても、または実際に発生する事件の傾向からしても環境民事事件の件数は最も多く、また最高人民法院によって公布された「民事訴訟立証規則」の中で環境汚染事件における立証責任の逆転ルールを明確に定めたにも関わらず、収集した文書の中でこのような立証責任の逆転ルールを適用した事件はわずか49.6%しかなかった。不可解なことは、一部の文書の中では立証責任逆転ルールを適用しながらも、同時に鑑定の結果による因果関係の認定手続きをおこなった事件が含まれており、これは裁判官の環境民事事件の審理能力の不足を示唆するものと考えられる。

第一に、これは裁判官の科学的根拠（特に鑑定結論）に対する過剰な信頼傾向を表している。これはおそらく「最高人民法院の民事訴訟における証拠に関する規定」でおこなわれた関連規定に対する理解の過ちから、単純に鑑定結論を「証拠の王者」として認めてしまったかもしれない。同時に、環境紛争における当事者間の矛盾激化の中で、裁判官が「鑑定結果」

という第三者の判断に委ねることで、「自己保護」を図り、当事者の裁判官に対する公正性の疑問を緩和させようとしたかもしれない。当然のことながら、このような方法で裁判官の期待は達成できるだろうか。このような裁判官の個人の期待を叶えたとしても、これで別の諸問題が提起されないだろうか。

第二に、科学的証拠の前提は、専門性や権威性、公信性が極めて高い鑑定機関の存在である。しかし、事実上現段階においてはこのような環境科学の鑑定条件と能力を具備した機構は非常に少なく、それ故に多くの鑑定機関が存在し、重複鑑定の問題や鑑定結論の混乱などの問題を抱えている。

第三に、裁判官による因果関係の判断は、各種の証拠に対する総合判断であり、事実を捕捉し「内心の確信」に到達する過程である。裁判官が単に鑑定結果に委ねるということは、事件の事実に関する他の証拠を見落としてしまうということであり、「事実認定の過ち」を犯してしまう危険性が極めて高いほか、必然的に司法の公正性を損ねてしまう結果を招来する。

(b) 環境行政事件

環境行政事件における主な事実認定の焦点は、被告の具体的な行政行為が合法か否かの問題にあり、重要な論点は被告が法執行の権限を有するか否か、法執行の権限行使の手続きと内容が合法的な否かに絞られる。

行政裁判における事実認定手続きは「事件書類の審査主義」を適用しており、被告側が立証責任を負うことになる。裁判文書に示された事実認定は比較的簡単であり、証拠資料として規範的文書や法執行に関する文書を使用するケースが多くみられ、証拠分析および事実認定に対する論理的な説明が不足しているほか、法執行手続きに関する審査制度の厳格さが欠けている現象を把握することができた。

(c) 環境刑事事件

環境刑事裁判文書における事実認定については、概ね検察機関の公訴事実と同様であり、その中の89%の判決文が公訴事実を認めており、11%が公訴事実を認めない結果となった。

裁判文書の内容からみた場合、環境刑事事件の事実認定は殆どがおこなわれておらず、裁判官の多くが公訴機関によって請求された証拠資料を中心に認定手続きが進められ、法律理論の運用における不十分さが確認された。この傾向は、環境刑事事件の犯情が比較的に簡単であり、被告人の罪への是認態度が協力的であり、審理しやすい側面があるからかもしれない。

(2) 裁判の理由—— 一部法律の適用への重視

すべての裁判文書について整理をおこなった結果、裁判理由への記述内容が不十分であることが分かった。事実認定内容の後に、ごく簡単な言葉による記述がなされ、裁判官の法律条文の適用と事実認定との間の論理的な関係性や当該法律を適用した理由について十分な説明をおこなっていないかった。なかには少量の文書の中に詳細な論理的な説明内容が記載されているものもあったが、これは収集した文書全体のわずか17%にすぎなかった¹⁷⁾。

我々は今回の調査を通じて、収集した裁判文書を対象とした場合、法律の適用範囲が非常に狭く、大量の専門的な環境法律法規が司法現場には適用されていないことを突き止めた。

客観的な傾向からすると、手続きに関する法規定を多く適用させることは非常に一般的な現象であり、裁定文書や調停文書等については手続きに関する法規定、即ち提訴取り消しの許可や和解成立のための調停等、を適用せざるをえない側面があるため、「これを除いては、他に存在しない」というのが現実である。その上、判決文の場合であっても、必ず手続法の

表 5

環境民事裁判 文書在法律引 用頻度の比率	「中華人民 共和国民事 訴訟法」	「中華人民 共和国民法 總則」	「中華人民 共和国環境 保護法」	「民事訴訟の 証拠に関する 若干の規定」	「中華人民 共和国水汚 染防除法」
	64%	40%	6%	5%	3%
環境行政裁判 文書在法律引 用頻度の比率	「中華人民共和國行政訴 訟法」		「最高人民法院の《中華人民共和國行政訴訟 法》の執行に関する若干問題の解釈」		
	87%		19%		
環境刑事裁判 文書在法律引 用頻度の比率	「中華人民共和國刑法」		「中華人民共和國刑事訴訟法」		
	75%		46%		

一般規定を適用しなければならないため、必然的な結果として裁判文書の中に大量の手続法が現れることになる。

しかし、現段階の環境紛争事件が手続法のみによって審理されることは、明らかに不自然な現象である。何故なら、事件の事実認定や因果関係の判断、責任所在、立証責任の配分等については、必ず実体法の諸規定に沿っておこなわなければならないからである。現行の中国環境立法の現状をみた場合、殆どの環境保護領域が実体法によって網羅されており、とりわけ環境汚染防除関連の立法システムは既に非常に完成度の高い状態に至っている。しかし、裁判文書の中では、なぜかこのような実体法を適用した事件が非常に少なかったのか。

その理由は以下のとおりである。

第一に、人民法院によって審理される環境関連事件は比較的に単一的であることが分かった。理論上では、環境関連の紛争事件は非常に複雑であり、汚染や破壊等の要因によって、人体への被害問題や財産損失、生態系の均衡システムの破壊につながるような行為が大半を占める。したがって、水や空気、土地、森林、草原といった環境要素を基準とする内容と水質汚染や大気汚染、騒音問題、固形廃棄物による汚染、放射性物質による汚染等の環境汚染物質を基準とする内容の、様々な専門的環境立法がお

こなわれるようになった。裁判文書に反映された法律の適用状況からすると、人民法院によって受理される環境事件は水質汚染や騒音問題、近隣関係等の幾つかの種類しか確認できなかった。この傾向は、大量の環境紛争事件が未だに司法の領域に受け入れられていないことを意味し、環境司法への道のりはなお様々な困難が待ち受けていることを意味する。

第二に、環境紛争では環境実体法を適用するケースが非常に少なく、ある意味では現行の環境立法が環境司法のニーズに対して十分に対応していないほか、一部の立法制度が裁判官にとって「利用しにくい」、ひいては「利用不能」の現状にあるということを示唆する。

第三に、裁判官による裁判への司法解釈の適用は普遍的な現象であり、場合によっては地方人民法院の司法解釈を直接に適用させる場合もあるが、これは注目すべき極めて重要な現象である。たとえば、我々が収集したある省における39件の日照権事件の関連文書の場合、その殆どの事件が当該省の高級人民法院によって公布された「日照権事件の審理に関する若干の意見の通知（試行）」を基準として採用している。このような環境司法における司法解釈の応用は、環境立法の操作可能性に対する強いメッセージであり、環境立法の科学性、合理性問題に対して再考を求めるきっかけを提供している。

(3) 裁判の結果—— 幾つかの形式に特化する傾向

判決文に対する分析の結果、判決の結果と法律に定められた法的責任形式の間には大きな隔たりがあることを突き止めた。種類によっては非常になわずしか適用されなかった責任形式がある一方で、全く適用されないものもあった。

司法の受動的要因によって、人民法院の判決結果は多くの場合において、原告の訴訟請求内容に左右される。ほかに、法規定や裁判官の主観的な認知等の要素の影響を受ける場合がある。何れにせよ、裁判の結果

はどんな場合でも原告の訴訟提起による請求内容より「小さいまたは等しい」結果になる。そのために、裁判結果の傾向は事実上原告の訴訟を通じておこなった請求内容の傾向を表すことになる。しかし、このような傾向は、環境司法における裁判官の解釈権限等を含む司法の能動性について、更に深く研究するきっかけを与えている。

表 6 環境民事事件

第一審環境 民事裁判の 判決結果	原告の勝訴		原告の敗訴	
	50.27%		49.73%	
	責任形式	損害賠償	障害排除	危険解消
	事件における 比重	43%	10.6%	5.9%
	三者の比率	7.3	1.8	1

この表に示されたように、環境民事事件における原告の請求は二つの方面に集中する傾向がある。つまり、それは損害賠償と侵害の停止、障害の排除と危険解消である。その中で殆どの場合において二つの請求を一括的におこなっており、5件のみが原告側による損害賠償の請求事件だった。これは被害者が内心で、自己の環境権利の侵害に対する救済方法として、最も有効かつ直接的な形式が経済的な損害賠償であると認識していることを示唆する。他方で、裁判官の判決では、原告のこのような損害賠償請求に対しては比較的に支持しやすく、その他の主張への支持が少ない傾向にあるということを示唆した。

裁判官の原告の訴訟請求に対する支持度合いは、一定の意味において裁判官のこのような事件に関連する社会的関係と法的秩序への配慮を示唆する。環境民事事件では、損害賠償の請求への支持件数が多いが、これは裁判官の環境汚染や生態環境の破壊による不可逆的な損失への認識が不十分であることを意味しており、環境民事事件における個人の私益と環境公益の性質的な区別を明確にしていないことや、如何にして環境法律の秩序を

正常に保つかという問題に対する理解と知識が不足している点において、裁判官の司法能力におけるもう一つの盲点を示すことになった。このような現状では、裁判官は当事者の損害賠償請求に対して、「賠償をおこなえば済む」という傾向が現れている。「賠償によって結審した」ものの、環境法律の秩序の維持につながらない問題点と司法能動性の著しい欠如の問題、中身を伴わない名前だけの解釈権の問題は、我々がもっと注目すべき課題である。

表7 環境行政事件

第一審環境行政裁判の判決結果	原告の勝訴			原告の敗訴	
	26.53%			73.47%	
	種類	処分維持	却下または部分的却下	期限内の履行	行政処分の変更
	比率	47	31	1	2

ここでは原告の勝訴率の結果について興味深い傾向が示された。これは裁判官の被告への偏り傾向を示唆するのか、それとも環境行政の法執行状況が既に法に基づく厳格な執行段階に至ったということを示唆するのか。

司法権と行政権の関係から検討した場合、行政権への尊重は司法の必然的な選択肢であり、また中国の「行政訴訟法」では行政行為を支持するために立法目的を位置付けると明確に規定されているため、裁判官は必ずこれに従わざるをえない。しかし、「行政訴訟法」によって定められた「行政行為への監督」目的が十分に達成できたのか、または裁判官によって両者が同等の位置付けができたのか、は多くの疑問が残る問題である。現行の中国環境行政の法執行状況からみた場合、明らかに法に基づく行政行為のレベルに達しておらず、かえって地方保護主義に対する多くの批判の声を耳にすることができる。このような状況の中で、裁判官が一審判決の維持を多く選択することには法律外の何らかの原因が存在するのだろうか。

更に、行政訴訟事件の審理を通じて、果たして地方経済の発展目標と環境資源保護政策の間に生じた紛争問題の責任について、裁判官の合理的な判断がなされているのだろうか。これは今後進めていくべき大きな研究課題の一つである。

現行の行政関連の立法制度からみた場合、「行政訴訟法」に定められた行政裁判の形式は非常に限られており、環境行政訴訟へのニーズにうまく対応できない側面がある。裁判官が「仕方なく」その中の一つの裁判形式を選択するケースは少なくない。このような構図は行政裁判機能の十分な働きに対して一定の影響を及ぼしていると考ええる。

他にも、行政訴訟は「裁判の終結があっても、問題解決にはならない」という特徴をもっている。このため、大量の環境行政裁判が環境民事紛争によって引き起こされ、または直接的には環境民事裁判の審理の必要性から提起される側面がある。しかし、現行の裁判形式は環境民事紛争のニーズへの対応が不十分であり、環境民事事件と環境行政裁判との間には相互間の矛盾による衝突が頻繁に発生し、当事者の訴えが反復的に繰り返されるという現象が続いている。これは、少なくとも環境紛争の問題において、民事事件と行政訴訟事件の訴訟システムの厳格な区分をおこなっても、紛争解決を求めるニーズへの対応を十分におこなえない現状を反映している。従って、このような現状を踏まえて、専門の環境裁判機構を設置し、環境紛争問題を一括して処理するほか、司法コストの削減を実現し、裁判の効率性を向上させるための、新しいシステムを新設すべきかどうかが目玉的になっている。

表 8 環境刑事事件

第一審環境刑事裁判の判決結果	懲役刑	執行猶予付	罰金（単独処罰または併合処罰）	無罪
	75%	17.5%	77.5%	2.5%

環境刑事事件における特徴的な現象といえば、同様な有罪判決を受けた

としても、量刑が軽く、しかもその多くが執行猶予付か罰金刑に処されるという傾向である。この類の犯罪に対して、司法はより軽い刑罰を「選好」するかのようにうかがえるが、これは一体裁判官の選好なのか、それとも他に理由があるからなのか。

収集された文書への分析の結果、現段階で司法手続きまで進められる環境刑事事件の種類は比較的単純であることが分かった。主に自然資源破壊罪のような種類が占めており、重大犯罪や特別犯罪に属する事件が少ない。またその中の多くが刑を軽くするための情状酌量の傾向があり、このような傾向は裁判官の「軽い罪への判断」に導く要素として働くと考えられる。

「罪刑法定主義」の原則の下では、立法の質的内容が刑事事件への処理結果に直接的な影響を及ぼす。現行の中国の環境刑事犯罪に関する諸規定の内容からすると、裁判官に対する十分な立法支持の環境が整備されていない。具体的には、多くの環境資源関連犯罪の罪状に関する法規定が空白の状態にあり、一部の罪状に関する記述が不正確、不明確、適用の難しさ等の問題を抱えている。また環境資源犯罪における犯罪認定基準が高く、生態保護の要求に適合しないほか、法定刑の基準が低く、罰金刑には量刑の基準が存在しない等の様々な課題に直面している。このような現象は環境刑事立法の状況が司法ニーズに十分に応えていない現状を示唆する。

当然のことながら、「罪刑法定主義」原則に基づく刑事裁判では、裁判官が量刑の裁量権を有しており、本当の意味での「罪状と刑罰の相互合致」の状態を実現するためには、裁判官の裁判能力に対する要求が更に高まらなければならない。環境刑事裁判はこれまでの伝統的な裁判とは異なる特性をもつため、裁判官が量刑を決める際にはより多くの要素を考慮しなければならない。単純に「犯罪金額（程度）」を量刑の基準とすることは不十分であり、裁判官の自由裁量権の運営能力と技術的能力に対してよりよい高度な基準が求められるようになる。

(4) 審理がおこなわれても、裁判の終りが無い—— 裁判は決して万能の解決策ではない

我々が収集した裁判文書では、控訴をおこなった事件と再審申立をおこなった事件が多く含まれていた。その比率は、全国の2003年から2007年間の事件全体のそれよりも遥かに高い数値を示した。我々の資料収集過程における様々な方法の要因によって、すべての控訴事件と上告事件に対して丁寧な考察をおこなうことができなかったが、しかしながら我々が最も注目した幾つかの重大な問題への答えを示してくれた。

表 9

再審率	我々のデータ	全国のデータ (2003-2007)	差 (倍数)
	2.87%	0.71% ¹⁸	4.04
控訴率	我々のデータ	全国のデータ (2003-2007)	差 (倍数)
	56.6%	9.99% ¹⁹	5.67

控訴や再審請求の発生は、当事者の裁判結果に対する不満が残るからである。ある意味では、控訴率と再審請求率が高いという傾向は、当事者の裁判結果に対する不満状況が普遍的に存在するという現実を示唆する。とりわけ、再審請求率が高い水準を示すことは、「二審終結」制度や司法の公信力および権威性に対する大きな挑戦でもある。このような現象は、環境司法が紛争を解決し、破壊された社会秩序を回復する目的を達成することができず、国民の鬱憤を解消し、司法による救済をおこなうどころか、かえって不満感情を助長させる傾向があることを表している。

以上のような様々な現象に対して、我々にはより理性的な考察が求められている。

まずは、環境紛争解決の難易度が高く、立証が困難である上、裁判官の判断能力に大きな開きが存在するほか、各地域の地方人民法院の間に、または同じ人民法院に所属する裁判官の間にも判断基準が必ずしも統一され

(龍法 '11) 43 - 3, 388 (1272)

ているとは言えず、当事者による裁判結果への不服を生じさせやすい状況にある。これに対して立法と司法制度の二つの方面から有効な対策を講じる必要がある。

次は、環境事件の裁判に対する外部からの影響要素が多く存在する。つまり、地方政府による地方保護主義や環境資源管理部門による部門保護主義の傾向が強く、環境裁判の審理を難しくするため、当事者の合法的な権益が有効な救済を得られないことから、当事者の裁判結果への不服を招くことになる。このような現象に対して、環境資源事件の主管部門と裁判機構などの方面から十分な対応策を講じる必要がある。

三番目には、環境資源事件の鑑定機構および鑑定資質、鑑定手続きにおける混乱状況が続いており、複数による鑑定や重複鑑定および鑑定結論における相互矛盾関係は、当事者による裁判への不服結果を招くもう一つの要因である。これに対しては、環境資源関連の司法鑑定制度の規範を重視し、是正しなければならない問題である。

最後に、人民法院と裁判官の環境司法への保護意識が欠如し、環境保護理念が裁判官の「内心の確信」要素として定着していないため、審理水準や審理能力面において環境紛争解決に必要な対応能力が不十分であり、場合によっては環境資源事件に対する事実認定や審理手続きの運営、法律の適用等の方面においてそれぞれ異なる方向性を示す結果、当事者の裁判への不服結果を招いてしまうことになる。従って、裁判官の環境司法能力を向上させることは当面の間の急務となる。

もう一つの重要な問題点は、「執行が難しい」という客観事実の存在が、勝訴した当事者の補償されるべき利益の迅速かつ有効な実現を阻害する要因となっていることから、反復的な上告請求がおこなわれることになる。留意すべき点は、環境侵権事件の「執行の難しさ」の問題は伝統的な事件の同様な問題とは異なる側面をみせており、一定の意味においては、環境事件のもつ被害を引き起しやすいが、回復が難しいまたは永遠に回復不可

能な特性が「執行を困難に」するかもしれない。収集した裁判文書の内容からみた場合、一部の判決文の内容は全く執行可能性がなく、特に重大な環境侵権事件、または影響力が特別に大きい環境侵権事件では、仮に加害者の侵権責任をすべて追求したとしても、被った損害規模に比べると「氷山の一角」に過ぎない規模であると推測する。判決が言い渡された後に、被執行人が執行能力を有しないという問題にも必ず直面することになる。このような問題を解決するためには、立法段階から司法の各段階に至るまでの全過程に対する統括的な調整が必要となり、立法の段階では環境責任リスク分担制度を導入し、環境被害の社会的救済を実現しなければならない。同時に、法執行の面では予防原則や発生可能な環境被害効果へのコントロールを強化し、紛争解決の面では多元的な解決手段を導入することで、コスト削減を実現する必要がある。ほかにも司法の役割においては、予防性や回復性の強い司法運営能力を強化し、司法の社会関係の再生機能を十分に発揮する等の措置をとらなければならない。

4. 環境保護法廷関連文書に対する分析

2007年以来、環境司法領域では新たな変化がみられた。それはつまり環境司法制度の専門的な組織である、環境保護法廷と環境保護審判廷が一部の地方人民法院において設立され始めたのである。これは中国環境司法制度の発展方向性を示唆することになった。研究グループは、その中でも比較的早い段階で設立され、または審理した事件数が比較的に多い四つの専門的な環境裁判組織を対象に、即ち貴陽市清鎮環境保護法廷、無錫中級人民法院の環境保護審判廷、昆明中級人民法院の環境保護審判廷および玉溪中級人民法院の環境保護審判廷に対して調査をおこない、若干の裁判資料を入手した。具体的な内容は次のとおりである。

表 10 (タイトル記入)

場所		貴陽		無錫	昆明	玉溪
文書の総数		90		1	12	1
環境民事訴訟事件	数 (比重)	8	8.9%	1	2	
	環境損害賠償	7	87.5%			
	障害排除、原状回復	1	12.5%			
環境行政訴訟事件	数 (比重)	17	18.9%	0	6	0
	行政訴訟	1	5.9%			
	行政非訴事件	16	94.1%	≈90%		
環境刑事事件	数 (比重)	65	72.2%	0	4	1
	林木盗伐乱伐罪	30	46.2%			
	放火罪と失火罪	24	36.9%			
	違法占有探掘罪	6	9.2%			
	汚職罪等	5	7.7%			
	重大汚染事故罪	0	0			1

全体的傾向からみた場合、専門裁判機構による審理件数は非常に少ない。このような現象をもたらした原因は次のような方面から考えられる。一つは環境保護法廷（以下「環境法廷」）の管轄と事件の受理範囲が極めて制限されており、主として指定管轄に限定されているからである。二つ目は、現段階ではまだ試行段階にあり、明確な法規定が乏しい状況の中で、受理されるすべての事件に対して慎重に取り扱っているからである。このような影響要素は事件の件数に直接的な影響を及ぼすほか、環境法廷の存在価値そのものに対しても影響を与えている。

第一に、環境法廷は確かに環境被害救済において一定の役割を果たしている。受理された事件の件数が限られている上、現段階で受理された一部の事件について厳密に区分をおこなう場合、環境事件ではないものが環境事件として扱われているケースも存在する（我々の統計では環境事件全体の67.8%を占める）。しかし、このように相対的に集中した管轄内で環境事件の審理をおこなうことは、事件審理の質的向上と裁判官の環境司法能力の向上を図る上で、明らかによい効果をもたらしている。我々の比較分析

の結果によれば、環境法廷関連文書における明らかな質的向上の効果がみられており、近い将来には最高人民法院によるこれらの効果への肯定的な評価が下される見通しとなっている。

第二に、環境裁判組織が環境立法と司法制度の健全化のために積極的な寄与を果たすことができる。環境裁判組織の構築と運営は、一連の規範的な法規定の形成を促す役割を果たしている。具体的には、昆明市中級人民法院と昆明市檢察院、昆明市公安局、昆明市環境保護局によって策定された「環境保護法政策執行メカニズムの構築に関する実施意見」、雲南省高級人民法院で開催された専門会議において採択された「全省人民法院における環境裁判制度の構築と環境事件の審理に関する座談会紀要」、無錫市中級人民法院および無錫市檢察院による「環境民事公益訴訟事件に関する試行的規定」、貴陽市人民代表大会常務委員会によって採択された「貴陽市生態文明の構築を促進するための条例」等が挙げられる。これらの規範文書は、今後の環境立法のために経験と教訓を提供することになる。

またこれらの裁判文書を通じて、我々は環境公益訴訟制度のスタートの段階で様々な障害に直面していることを突き止めた。専門裁判組織の設立当初からマスメディアは「環境法廷は環境公益を守るために生まれた」と報道されてきた。我々の研究調査を通じて、合わせて4通の環境公益訴訟に関連する裁判文書を入手したが、その中で判決文が含まれた文書は2通しかなく、統計学的な意義においては結論を出すことができなかった。しかし、これらの資料からは環境公益訴訟の実施に対する立法面の支持基盤が深刻に不足している問題を突き止めることができた。

現段階で受理されている環境公益訴訟事件は明確な法規定に依拠するのではなく、各地方人民法院による試行段階の独自のルールに基づいておこなわれている。そのため、これらのルールによる効力面の制約的要素によって、実施そのものが必ずしもスムーズにおこなわれているとは限らない。入手した裁判文書の内容からみる限り、それぞれの裁判官が様々な司

法知識を活用して、現行の法的枠組みの中で環境公益訴訟の審理のために最善を尽くしたことが分かった。しかし、一部の根本的な問題について法的根拠、即ち環境公益訴訟主体の資格、環境公益訴訟の秩序規則、環境公益訴訟の費用負担問題、環境公益訴訟の利益帰属問題、環境公益訴訟と司法訴訟との関係調整等、諸問題への合理的な解決手段が見当たらない現状では、環境公益訴訟制度が安定的な制度として成り立ちにくい課題を残している。言い換えると、健全な環境公益訴訟制度が構築されてはじめて、正常な環境公益訴訟事件の審理が可能となる。これは時代が中国の環境立法制度に対して提起した新しい課題でもある。

5. 中国環境司法制度に存在する問題点の総括

裁判文書は一つの媒体として、ステークホルダーの主張を反映すると同時に、多元的な主体（裁判官または人民法院、原告およびその代理人、被告およびその代理人、第三者等）間のゲームプレーの過程を反映する。更に法律の社会生活に対する実質的な調整作用を反映する。

もし、我々が「権利さえあれば、必ず救済を受けることができる」という言葉を信じるのであれば、これらの裁判文書は立法制度の科学性、合理性、実行可能性等の機能に対する最も適切な検証材料と言える。即ち、裁判文書に反映された様々な問題点は、立法の専門家や研究者が最も解決すべき理論的かつ実践的問題である。

収集した文書に対する研究分析を通じて、次のような傾向を発見した。それは定量分析か定性分析かを問わず、また環境民事事件か環境刑事事件かを問わず、一部の問題点が繰り返し現れるという問題である。これらの問題点の表現形式が異なり、一定の相違性があるものの、このような傾向は一貫して表れた。我々はこのように反復して表れる問題こそ、現行の中国環境司法制度における主な問題点であると位置づけた。

まずは、環境司法機能が十分に発揮されていない問題である。司法は社会秩序の維持者であり、事件件数は社会秩序の安定性を直接に反映する性質をもっている。一般的には、事件の数が少なければ、社会的矛盾や衝突が少ないことを意味する。しかし、環境保護領域ではその反対の方向性を示す結果となった。現段階の環境問題による社会的矛盾と衝突の多発性に対して、人民法院によって受理される環境事件が極めて少ない傾向を示している。また事件の種類の単一性に対して、一部の環境裁判の審理過程において環境司法のルールがうまく運用されなかった。その上で、司法手続きとしての裁判事件が少ないのに対して、上告請求をおこなう事件の比率が高い傾向を示している。このようなギャップは、司法の環境紛争解決における役割に対して多くの疑問を抱かせた。具体的には、司法の社会矛盾と衝突に対する緩和作用や法秩序の回復および社会安定化のための機能が、環境保護領域においてもその役割を果たせるだろうか、司法の社会安定機能と矛盾緩和機能が、環境保護領域においてどのような役割を担うべきか、等の疑問である。

次に、健全な環境法律の供給が明らかに不足している問題である。司法活動そのものは法律の適用過程であり、健全な法律は公正な司法制度の前提であり基本的な保障である。現行の環境立法制度では司法に対する基本的保障が不十分であり、司法制度に表れた多くの問題の根源は立法制度にある。環境保護に関する立法内容が多く存在する一方で、裁判官の「依拠可能な法律の不存在」現象が後を絶たない。実体法にしても手続法にしても裁判官のための法律の適用環境が整備されておらず、「提訴の難しさ、受理の難しさ、判決の難しさ、執行の難しさ」の現象は現状を反映するよい事例となる。このほかにも、大量の事件が法的根拠の不十分さ等の原因によって司法の救済と無縁の状態におかれている。また立法段階における様々な要因によって、環境司法はその機能を十分に発揮できずにいる。司法は法的権利を実現する最後の保障手段であるため、環境立法の段階では

権利の設定のみならず、権利の実現方法や手続および保障条件に対して高い関心を払う必要がある。中国の環境立法は既に30年間の発展歴史をもっており、環境立法の枠組みが既に形成されつつある状況の中で、如何にして司法のために充実した、かつ良好な法律を提供すべきか、の問題は立法関係者が必ずそして慎重に対処すべき問題である。

三点目は、裁判官の環境司法能力の低迷問題である。法律の適用過程は人間の活動過程であり、裁判官の教養と能力によって法律の適用水準が左右される。環境問題の複雑さと環境紛争の多様性の故に、環境司法は高度の専門知識と司法能力をもつ裁判官のみがその適任者になりうるという仕組みが作られてきた。環境司法の現状からみた場合、裁判官の有する環境法の専門知識や、個人的利益と環境公益の相違性を判断する技術的能力、経済発展と環境保護の協調的発展の調整能力等の方面では、環境紛争解決に必要なニーズに十分対応できないことが明らかになった。環境法制度への理解不足や、紛争事件に対する事実認定と法律適用の過程における判断の相違性や課題の存在は、環境司法の公正性に対してマイナス的作用を与える。裁判官の環境法知識の強化と司法能力の向上は当面の間の急務となっている。

四点目は、人民法院の裁判機能がスムーズに働かない問題である。司法活動は国の活動であり、一定の組織形式の下でおこなわれる必要がある。そのために、裁判組織およびその運営システムは、司法活動の公正性と効率性を保つための不可欠の条件となる。環境紛争の利益衝突の多元的形式や訴訟関係の複合的性質によって、環境紛争の特性に対応した裁判組織とその運営システムの構築が求められている。そうすることではじめて、環境司法の役割が実現可能となる。

しかし、現行の民事訴訟や行政訴訟、刑事訴訟の厳格な区分の下でおこなわれる裁判形式、およびこれを基準に作られた裁判組織の形式やその運営システムは、環境紛争解決への需要に対応していないため、一部の環境

裁判でみられる結審が問題解決に結びつかず、判決の言い渡しがなされても結論がでないという現象を引き起している。ほかには、健全なシステムの保障が存在しないため、紛争の有効な解決につながらない問題点もある。如何にして環境紛争解決の特性を考慮して裁判資源を有効に配分し、環境司法のために健全なシステムの保障をおこなうか、は我々が迅速に対処すべき問題の一つである。

2010年6月29日、最高人民法院は「経済発展の方式転換のための司法保障とサービスに関する若干の意見」²⁰により、いかにして環境紛争問題の解決を強化すべきかの問題について、以下の内容の明確な規定をおこなった。具体的には、「環境紛争事件が多発する地域の人民法院は環境法廷の設置をおこない、環境紛争に対する専門的な審理制度を実施し、環境司法のレベルを向上させなければならない。」「各級人民法院は、法律に基づいて、環境保護行政部門が国を代表しておこなった環境汚染被害賠償訴訟の受理をおこなわなければならない。」などの規定をおこなった。これらの見解の未熟さについては否定できないが、少なくとも最高人民法院の環境紛争の解決への積極的な姿勢を確認することができた。とりわけ、憲法と法律の枠組みの中で、専門的な環境裁判組織制度の構築を模索し、環境公益訴訟事件の受理をおこなうということは、中国の環境司法制度の発展のために積極的な影響力を及ぼすものと考えており、これらの政策の実施効果に対する期待感が高まっている。

本稿は科学研究費補助金・基盤B「中国の地方政府における環境法政策の執行と環境ガバナンスの向上に関する研究」（研究代表者:北川秀樹、平成20～22年度）の成果である。

注

- 呂忠梅, 法学博士, 湖北経済学院学長, 中南財經政法大学環境資源研究所プロジェクトリーダー, 国家哲学社会科学基金重点プロジェクト:「環境友好型社会における環境侵蝕救済メカニズム研究」代表者
 - 張忠民, 法学博士, 中南財經政法大学環境資源研究所講師, プロジェクトメンバー
 - 熊曉青, 中南財經政法大学環境資源法専攻博士過程, プロジェクトメンバー
 - 金紅実, 京都大学大学院経済学研究科博士課程修了, 同研究科研修員
- 1 本稿は国家哲学社会科学基金重点プロジェクト:「環境友好型社会における環境侵蝕救済メカニズム研究」(06&ZD034)の中間報告に基づいて執筆した。本調査では、全国31(省市自治区)の多くの人民法院および関連政府職能部門、環境NGOに対するインタビュー調査をおこない、多大な支援をいただいた。また中南財經政法大学環境資源法研究所のスタッフの皆様と修士課程の院生および博士過程の院生の積極的な協力を賜った。特に記して謝意を表したい。
 - 2 ここ10年間の文書を収集対象と決めたのは、二つの要因を考慮した結果である。一つ目は環境保護関連の法規定の多くがここ10年間に制定されたこと、二つ目はデータが古すぎるとデータの統計と分析作業に対して不利な影響があるかもしれないと考えたためである。
 - 3 本稿における統計数値の採用については、文書の数と事件数が等しい関係である。つまり、954部の環境裁判文書があることは、954件の環境事件を意味する。厳格に言う、このような「等しさ」は非科学的側面がある。何故なら、一つの事件に対して2部の裁判文書が存在する可能性があるからである。我々はこのような事態を避けるべく努力を重ねたため、このような状況は存在しないと考える。また資料の収集をおこなう際に、事件毎に収集作業をおこなったのではなく、人民法院毎に作業を進めたため、文書の重複的存在は殆ど発生しないとみている。
 - 4 「全国環境統計公報(2006)」を参照<http://news.sohu.com/20070925/n252335674.shtml>, 2009年7月10日アクセス。
 - 5 この数値は統計数値ではなく、我々のおこなった算定数値である。計算方法は以下のとおりである。「2006年最高人民法院政策報告」に基づき、2006年度の全国一審民事事件数は4382407件、行政裁判数は95052件、刑事裁判数は701379件、民事裁判総数/行政と刑事裁判件数=5.5:1となる。しかし、「全国環境統計公報(2006)」では、同年の環境行政訴訟、環境行政賠償、環境犯罪件数がそれぞれ353件、15件と4件であり、合計372件となる。従って、司法手続きまでに進んだ環境民事事件数は(353+15+4)×5.5=2,046件、合計2,418件と推定する。
 - 6 インタビュー調査の際に、調査対象者に対して、「どのぐらいの件数が行政手続きと司法手続きに受理されたと推定するか」と尋ねた。答えは、100:10:1であった。

- 7 「最高人民法院工作報告（2008年）」を参照http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2008-03/18/content_1538720.htm, 2009年7月15日アクセス。
- 8 「最高人民法院工作報告（2009年）」を参照, <http://politics.people.com.cn/GB/1026/12137144.html>, 2009年7月15日アクセス。
- 9 厳格に言えば、この比率と他の事件の比率について横断的に比較分析が可能な時に、このような結論に結び付く。そうでなければ、判決と裁定の比率をもって「阻害要素」の程度について説明できない。一方で文書に示された法律手続きの意義は裁判手続きの困難さを反映する点を無視してはならない。
- 10 季衛東（1993）「法律程序的意義—对中国法制建設的另一種思考」、中国社会科学、1993年第1期。
- 11 趙曉力（1999）「通過法律的治理：農村基層人民法院研究」、北京大学法学院1999年博士論文、16頁。
- 12 蘇力（2000）「送法下鄉——中国基層司法制度研究」、中国政法大学出版社、176-196頁。
- 13 《最高人民法院工作報告（2008年）》を参照http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2008-03/18/content_1538720.htm, 2009年7月15日。
- 14 厳格に言う、この統計数値における環境民事事件の中で、より有用性をもっているものとすれば、大多数の環境汚染損害賠償事件である。何故なら近隣関係や鉱山採掘権等の争いは、統計の変数に殆ど影響を及ぼさないからである。ただ、数値の統一性を保つため、統計をおこなう際には加算した。
- 15 複数の汚染源による被害事件が発生した際、文書では比率に応じて責任を負担する方法を多く採用している。事実の認定上は既に因果関係の成立を認めているようである。
- 16 例えば、近隣関係と鉱山採掘権等の争いでは、因果関係について法律上で既に明確な規定が存在する。
- 17 文書の中で理由について説明をおこなった事件は主に近隣関係の事件であることが分かった。おそらく近隣関係の当事者間には特殊な事情があるため、裁判官は歴史や現実等の側面から、日常生活の営みについて説明をおこなったと考える。
- 18 「最高人民法院工作報告（2008）」を参照http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2008-03/18/content_1538720.htm, 2009年7月15日アクセス。
- 19 「最高人民法院工作報告（2008）」を参照, “……一審当事者の判決不服による控訴率90.01%であり、二審での上告維持率は70.84%である。” http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2008-03/18/content_1538720.htm, 2009年7月15日アクセス。
- 20 最高人民法院「関与為加快經濟發展方式轉換提供司法保障和服務的若干意」, http://news.xinhuanet.com/legal/2010-07/02/c_12288361.htm, 2009年11月9日アクセス。